

## 熊本地震ペット救援センター設置等に関する募金趣意書

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は公益社団法人日本獣医師会の活動に対し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、地方獣医師会とともに大規模震災等で想定される被災現地における動物救護本部の活動を、いち早く支援する体制等の整備を暫時進め、その一環として、全国に先駆け九州圏での被災現地動物救護本部活動を支援する施設として、公益社団法人日本獣医師会及び九州圏の地方獣医師会並びに一般社団法人九州動物福祉協会が協同して、大分県内(玖珠郡九重町大字湯坪 1625 番地)に「九州災害時動物救援センター」としての用地等を確保して、その施設整備を進めることとしていましたが、まさにその時に発生したこの度の熊本地震は、長引く余震等の中で大変多くの方が避難生活を余儀なくされておられます。また、私たち人間のよき友であり又家族の一員である犬猫等家庭動物の多くも、飼い主の皆様とともに避難生活を送っているところです。そして、この同行避難した動物達の救護・飼い主支援・獣医療活動に従事されている皆様、更にこの活動を支えて下さっています皆様には、関係者として深く感謝申し上げる次第であります。

私たち獣医療、動物福祉・愛護に携わる関係者は、この度発生した熊本地震災害で、熊本県、熊本市、一般社団法人熊本県獣医師会等の皆様が協同で設置した「熊本地震ペット救護本部(本部長：一般社団法人熊本県獣医師会長、事務局：一般社団法人熊本県獣医師会及び熊本県健康危機管理課)」が行っている犬猫救護・獣医療活動を、行政区域をまたいだ九州圏で広域的に支援活動を行うために、この「九州災害時動物救援センター」開設予定地の一部を、この熊本地震ペット救護本部の「熊本地震ペット救援センター」として、緊急に施設補修・改修・整備を行い、被災飼い主の方々の家族の一員である犬・猫たちを一時お預かりすることで、皆様が少しでも安心して復旧・復興に当たることを支援する施設として開設するため、関係各位のご協力を賜り鋭意努力をしているところであります。

しかし、被災飼い主の方の家族の一員であり、心のよりどころといえる犬猫たちを、一時お預かりするための施設補修・改修・整備等に要する資金の問題に直面しております。つきましては、厳しい経済環境の折、誠に恐縮と存じますが、この趣旨にご賛同を頂き、格別のご協力をお願い申し上げます。なお、ご寄付は指定寄付金として税控除(税制上の優遇措置)の対象となることを申し添えます。

平成28年10月吉日

公益社団法人日本獣医師会 会長 藏内 勇夫

# 熊本地震ペット救援センター設置等に関する指定寄附金募集要綱

公益社団法人 日本獣医師会

- 1 寄附金募集法人名：公益社団法人 日本獣医師会
- 2 寄附金募集責任者：会長 藏 内 勇 夫
- 3 寄附金募集を行う事務所の所在地：  
〒107-0062 東京都港区南青山1丁目1番1号 新青山ビル西館23階
- 4 寄附金を募集する目的：  
熊本地震に際して組織された「熊本地震ペット救護本部」（構成団体：熊本県、熊本市、一般社団法人熊本県獣医師会及び一般社団法人九州動物福祉協会）では、この度、ペット（犬猫）を飼養する被災飼い主の方々の仮設住宅入居を支援するために、そのペット（犬猫）を緊急に一定期間お預かりする「熊本地震ペット救援センター」を設置することといたしました。そこで、この「熊本地震ペット救援センター」を、被災された犬猫の飼い主の方々から一定期間その犬猫をお預かりするための施設として早急に整備するにあたり、広く寄附金を募集いたします。
- 5 募集する寄附金の使途内容：  
熊本地震ペット救護本部が、本地震災害で犬猫を飼養する被災飼い主の方々が仮設住宅に入居する際に、その飼い犬・猫を一定期間お預かりする施設としての「熊本地震ペット救援センター（設置予定地：大分県玖珠郡九重町）」を設置するための費用
- 6 募集目標金額：  
2億2千6百80万円（募集金額の上限に達した時点で終了となります。）
- 7 募金の対象：趣旨にご賛同いただく全国の法人・個人
- 8 募集期間：平成28年（2016年）9月26日から平成29年（2017年）3月25日まで
- 9 申込並びに送金方法：  
添付の指定寄付金申込書を日本獣医師会事務局に送付（郵送、ファックス又は電子メール）いただくとともに、寄附金を次の専用口座へお振込みください。

金融機関名：三菱東京UFJ銀行（0005） 青山通支店（084）  
口座番号：普通 0301082  
口座名義：公益社団法人日本獣医師会（コウエキシヤダシノホウジシヨクイカイ）

- 10 募集した寄附金の管理の方法：上記の専用口座で管理します。
- 11 税制上の優遇措置：  
所得税法上及び地方税法上、控除が認められる寄附金（所得税法第78条第2項第2号並びに地方税法第37条の2及び第314条の7）、法人税法上、特別損金算入が可能な寄附金（法人税法第37条第3項第2号及び第4項）であることを申し添えます。
- 12 その他：熊本地震ペット救援本部の動物救護活動等の終了後は、今後の緊急災害時に備えた支援施設の一部として活用する予定としています。
- 13 連絡先：  
公益社団法人日本獣医師会（担当：原、尾崎、四宮）  
〒107-0062 東京都港区南青山1丁目1番1号 新青山ビル西館23階  
TEL ; 03(3475)1601 FAX ; 03(3475)1604  
E-mail ; [hara@nichiju.or.jp](mailto:hara@nichiju.or.jp) / [ozaki@nichiju.or.jp](mailto:ozaki@nichiju.or.jp) / [soumu@nichiju.or.jp](mailto:soumu@nichiju.or.jp)

【 参考 】

＜特定寄附金、指定寄附金についての税法上の措置＞

1 個人が支出した特定寄附金の控除

- (1) 特定寄附金  
公益社団法人、公益財団法人その他公益性を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金で、広く一般に募集され、かつ公益性及び緊急性が高いものとして、財務大臣が指定したもの
- (2) 本寄附金募集に関する財務大臣の指定  
平成 28 年 9 月 26 日付財務省告示第 276 号により「熊本地震ペット救援センターの施設改修・整備の費用」として加えられました。
- (3) 寄附金控除額(所得税法第 78 条第 2 項第 2 号並びに地方税法第 37 条の 2 及び第 314 条の 7 の特定寄附金)  
 $(\text{その年中に支出した特定寄附金の額の合計}) - (2 \text{ 千円}) = (\text{寄附金控除額})$
- (4) その他  
募集期間等にご注意ください。

2 法人が支出した指定寄附金の控除(法人税法第 37 条第 3 項第 2 号の指定寄附金)

- (1) 指定寄附金は、その支出した寄附金の全額が損金に算入されます。
- (2) 本寄附金募集に関する財務大臣の指定  
平成 28 年 9 月 26 日付財務省告示第 276 号により「熊本地震ペット救援センターの施設改修・整備の費用」として加えられました。
- (3) その他  
募集期間等にご注意ください。